

議員提出第七号議案

国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書

地方分権の進展に対応し、地方公共団体が住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供していくためには、地方公務員が能力を最大限に発揮し、地域の諸課題に取り組んでいくことが可能にすることが重要である。

このため、地方公務員制度においても、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度に準じた改革を進める必要がある。

しかしながら、能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築、退職管理の適正な確保、不正な再就職あっせんに対する罰則の整備などを盛り込んだ地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正法案は、平成十九年の通常国会に提出され、継続審議となっていたが、衆議院の解散に伴い廃案となったところである。このため、国家公務員法等の改正法案は成立しているものの、地方公務員制度を改革する法案は、未成立のままである。

政府は、公務員制度改革を政治主導で取り組む姿勢を明確にしているものの、政治・行政の信頼回復のためには、地方公務員についても国家公務員と同様の改革を進めることが必要である。また、ヤミ専従や不法な政治活動を行う地方公務員に対して毅然とした態度で臨む必要がある。

能力本位で適材適所の任用や、能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現し、真に地方分権に対応した質の高い政策形成能力を有する人材育成に取り組むことが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革に取り組むよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	菅直人殿
内閣府特命担当大臣	仙谷由人殿